

農山村の新生活様式サポート事業費補助金交付要綱

制定 令和3年7月9日付滋地資第129号
滋賀県農政水産部長通知

(趣 旨)

第1条 知事は、コロナ禍を経た生活様式の変化や田園回帰志向の高まりを踏まえ、リモートワーク等を活用しながら農山村に居住し地域活動に関わるライフスタイル（以下新生活様式）を行う人々の増加を通じて、農山村を支える関係人口の創出を目的として、新生活様式サポート事業（以下「本事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(対象事業、事業実施主体、交付額、対象経費、対象地域等)

第2条 本要綱の対象事業、事業実施主体、交付額、補助対象となる経費、お試し移住の対象地域は、別表1～3に掲げるとおりとする。

(実施の手続き等)

第3条 事業実施主体は（以下「申請者」という。）は「農山村の新生活様式サポート事業計画書」（別記様式第1-1号）（以下、「事業計画書」という。）に関係書類を添付して、知事に提出するものとする。

2 知事は、前項の規定により提出された計画書の内容を審査し、承認すべきと認めるときは、計画書の承認を行い、その内容を申請者に通知するものとする。

(交付申請書の添付書類等)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、別記様式第2号のとおりとし、知事が定める日までに提出するものとする。

2 前項の申請者は、申請書の提出に当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者（事業実施主体に係る部分）については、この限りでない。

(交付条件)

第5条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金の使途は、補助金交付申請書に添付した事業計画書および収支予算書のとおりとする。
- (2) 規則およびこの要綱の規定、その他交付決定の際に付けた条件を遵守すること。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条第1項に定める申請の取下げをする期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この期日を繰り下げることがある。

(変更の承認)

第7条 規則第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容につき別表に定める重要な変更（補助事業の中止もしくは廃止を含む。）をしようとするときは事業計画変更承認申請書（別記様式第4号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告等)

第8条 規則第10条の規定による報告は、知事が必要に応じて、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）により、補助事業の実施状況の報告を求めることができるとし、その提出期限は別に定める。

(実績報告書の添付書類等)

第9条 規則第12条に規定する実績報告をしようとする補助事業者は実績報告書（別記様式第6号）によるものとする。

- 2 第4条第2項ただし書きにより交付の申請をした者は、前項の実績報告書を提出するに当たって当該補助金に係る消費税等相当額が明らかになった場合にはこれを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期日は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日または補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日とする。

(補助金の返還等)

第10条 規則第17条に定めるものの他、第4条第2項のただし書きにより交付申請をした補助事業者は、前条の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が確定した場合には、その金額（前条第2項の規定により減額した各事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入に係る消費税相当額報告書（別記様式第8号）により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(交付の請求)

第 11 条 知事は、規則第 13 条の規定により補助事業者に対して確定した補助金の額を通知し、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、規則第 15 条に規定する概算払いを請求する場合は、概算払い請求書（別記様式第 9 号）によるものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 12 条 補助事業者は、第 3 条の規定に基づく事業計画の申請、第 4 条の規定に基づく交付の申請、第 6 条の規定に基づく申請の取下げ、第 7 条の規定に基づく計画変更の申請、第 8 条の規定に基づく状況報告、第 9 条の規定に基づく実績報告、第 10 条の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第 11 条の規定に基づく概算払請求については、滋賀県インターネット利用による行政手続き等に関する条例（平成 16 年度滋賀県条例第 30 号）第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(書類の保存)

第 13 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助事業に係る収入および支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入および支出についての証拠書類を整理し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第 14 条 規則第 4 条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第 3 条の規定による申請をした日から起算して 30 日以内に行うものとする。

(書類の経由等)

第 15 条 補助事業者は規則およびこの要綱の規定により知事に提出する書類はお試し移住プランを実施する地域を所管する農業農村振興事務所長に提出するものとする。

2 この要綱に定める書類の提出部数は、それぞれ 1 部とする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

付 則

1 この要綱は令和 3 年 7 月 9 日から施行し、令和 3 年度分の補助金に適用する。

別表1（第2条関係）

1. お試し移住実施事業

事業内容	事業実施主体	補助率	交付額	重要な変更
本県農山村へリモートワーク等を活用して仕事を継続しながら1か月以内のお試し移住を実施する取組。（期間中に概ね4回以上の農山村体験を実施するものとする）	本県農山村への移住を検討しており、リモートワーク等を活用しながら、お試し移住体験を実施する者	1/2	事業内容の欄に掲げる活動に要する費用に2分の1を乗じて得られた額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）として、補助金額は15万円を上限とする。	経費の増または30%を超える減

2. お試し移住受入事業

事業内容	事業実施主体	補助率	交付額	重要な変更
1のお試し移住者を農山村の地域団体等が受け入れ、お試し移住体験の実施を支援するために必要な体制整備等の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等で組織する地域協議会や地域活動団体等 ・上記のほか、知事が認める団体等 	10/10	事業内容の欄に掲げる活動に要する費用ただし、20万円を上限とする。	経費の増または30%を超える減

別表2（第2条関係）

補助対象経費区分表

事業区分	経費区分	内容
1. お試し移住実施事業	旅費	自宅からお試し移住実施場所までの移動や農山村体験を行うために必要な移動にかかる旅費
	需用費	長靴、農作業着などの消耗品の購入に要する費用や光熱水費、燃料代等（3万円以上の備品は除く）
	使用料及び賃借料	宿泊施設の賃貸料・敷金、使用料又は宿泊費、レンタカー代、リモートワークに必要なWifi レンタル料等
	役務費	運賃、農山村体験時の保険料等、役務の提供を受けるのに要する費用
2. お試し移住受入事業	報償費	農山村体験等を実施するための講師謝金
	需用費	農山村体験等を受け入れるための環境整備に必要な資材の購入に要する費用（3万円以上の備品は除く）
	修繕料	畳の張替や鍵交換等の役務の提供を受ける際に要する費用
	使用料及び賃借料	会場借り上げ料等
	役務費	空き家クリーニング代、運賃等

※1について、補助対象者とともにお試し移住に同行する同居家族等の移住体験に必要な費用は補助の対象とする。

※日常的な食糧の購入に必要な費用は除く。

別表3（第2条関係）

事業の対象地域は、次のアからケのいずれかに該当する地域とする。

- ア 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- イ 山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
- ウ 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第2項の規定に基づき公示された過疎地域(同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。)
- エ 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
- オ 豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された特別豪雪地帯
- カ 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和27年法律第135号)第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域(水田地帯を除く。)
- キ 「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成13年11月30日付け13統計第956号)において、中間農業地域又は山間農業地域に分類される地域
- ク 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域
- ケ 中山間地域等直接支払交付金実施要領(平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知)第4の1の(9)の規定に基づき指定された滋賀県特認基準を満たす地域および生産条件が不利な地域の農用地(農地又は採草放牧地をいう)で一団の農用地(中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産事務次官依命通知)別記1に準じる)全体に占める主傾斜1/100以上の農用地の割合が概ね25%以上などの地域で知事が必要と認める地域

別記様式第1-1号（第3条関係）

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者名（法人にあっては名称および代表者の職・氏名）
発行責任者・氏名（法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）
担当者・氏名
連絡先電話番号

年度農山村の新生活様式サポート事業（事業名）計画書について

年度において、農山村の新生活様式サポート事業（事業名）を実施したいので、農山村の新生活様式サポート事業費補助金交付要綱第3条の規定により、別添のとおり事業計画書を提出します。

記

1 事業計画書（別記様式第1-2号または1-3号）

別記様式第1－2号（第3条関係）

お試し移住実施事業計画書

1 申請者の概要

氏名 <small>(ふりがな)</small>					
生年月日					
現住所	〒				
連絡先	TEL : Mail :				
職業					
経歴 <small>(職歴のみ)</small>					
同行する者※	氏名	続柄	性別	年齢	備考

※申請者の同居家族に限る

2 お試し移住計画の内容

目的	
移住検討中の市町 <small>(予定)</small>	
事業実施日 <small>(予定)</small>	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
滞在場所	〒
仕事の実施方法	

農山村体験の予定※	月日	受入 団体名	実施場所 (施設名・ 住所)	体験内容等

※農山村体験とは、お試し移住を実施している地域等において、週末等に地域住民等の案内のもと農作業体験や先輩移住者との交流等を行うことを指します。

3 経費の配分

(単位：円)

事業区分	総事業費	補助事業に 要する経費 (a+b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	事業主体 (b)	その他	
お試し移住実施事業						
合 計						

4 事業完了予定（事業完了）年月日

年 月 日

別記様式第1-3号（第3条関係）

お試し移住受入事業計画書

1 申請者の概要

組織名称		人数	
(ふりがな) 代表者氏名			
(ふりがな) 受入担当者氏名			
所在地等	〒 TEL Mail	FAX	
組織の活動概要			

(※組織の概要がわかる資料（規約・構成員・活動実績等）を添付すること。)

2 事業の目的

3 事業の内容

受入予定日（予定）	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日		
受入担当者（氏名）			
提供する住宅の所在	〒		
受入環境の整備内容			
提供する 農山村 体験※	実施場所 (施設名・住所)	協力団体等	体験内容等

※農山村体験とは、お試し移住を実施している地域等において、週末等に地域住民等の案内のもと農作業体験や先輩移住者との交流等を行うことを指します。

(2) 経費の配分

(単位：円)

事業区分	総事業費	補助事業に 要する経費 (a+b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	事業主体 (b)	その他	
お試し移住受入事業						
合 計						

4 他の助成の有無

別記様式第2号（第4条関係）

農山村の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）交付申請書

番 年 月 号 日

（宛先）

滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者名（法人にあっては名称および代表者の職・氏名）
発行責任者・氏名（法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）
担当者・氏名
連絡先電話番号

年度において、農山村の新生活様式サポート事業（事業名）について、農山村の新生活様式サポート事業費補助金 円を交付されるよう、滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり同規則第4条第2項各号のいずれかに該当する事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消されても、何ら意義の申立てを行いません。

関係書類

- 1 事業計画書および収支予算書（別記様式第3-1号）
- 2 補助金使途明細書（別記様式第3-2号）
- 3 役員名簿（別記様式第3-3号）※法人の場合のみ
- 4 誓約書（別記様式第3-4号）
- 5 口座振替依頼書
- 6 その他関係資料等

別記様式第3-1号（第4条、第9条関係）

年度農山村の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）
計画書（事業実績書）および収支予算書（収支精算書）

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 事業計画書（事業実績書）

事業区分	事業内容等	備考

(2) 経費の配分

(単位：円)

事業区分	総事業費	補助事業に 要する経費 (a+b)	負担区分			備考
			県補助金 (a)	事業主体 (b)	その他	
合計						

3 事業完了（予定）年月日

4 収支予算書（収支精算書）

(1) 収入の部

区分	予算額（精算額）	備考
県補助金	円	
合計		

(2) 支出の部

区分	予算額（精算額）	備考
	円	
合計		

5 添付書類 補助金使途明細書（様式第3-2号）、役員名簿（様式第3-3号）
誓約書（様式第3-4号）

※実績報告時は役員名簿および誓約書は添付不要

補助金使途明細書

（単位：円）

項 目	経費の積算基礎	金 額	備 考
小 計			
小 計			
小 計			
合 計			

※実績報告時は、領収書の写し等の根拠書類を添付すること。

別記様式 3 - 3号 (第4条関係)

役員名簿

法人・団体名： _____

役職名	(ふりがな) 氏名	性別	住所	生年月日

※本様式には、法人登記簿謄本（現在全部事項証明書）に記載されている役員全員（現在就いている方）および役員以外の方で支店または営業所を代表する方全てについて記載してください。

※収集した個人情報については、「農山村の新生活様式サポート事業」についてのみ使用し、その他目的のためには使用しません。ただし、本県が必要と認める場合には、本役員名簿を警察当局へ照会します。

誓約書

私は、滋賀県が滋賀県暴力団排除条例の趣旨にのっとり、県の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、滋賀県が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

1. 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下法という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益も図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者。
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者。
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (6) 上記（1）から（5）までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者。

2. 1の（2）から（6）に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

年 月 日

(宛先)

滋賀県知事

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

[法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名]

氏 名

[代表者の生年月日・性別]

生年月日 年 月 日

性別

別記様式第4号（第7条関係）

年度農山村の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）変更承認申請書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者名（法人にあっては名称および代表者の職・氏名）
発行責任者・氏名（法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知があった令和 年度農山村の新生活様式サポート事業について、下記のとおり変更したいので、農山村の新生活様式サポート事業費補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

（注1） 変更の事項ごとに、補助金交付要綱別記様式第3-1号による事業計画書および収支予算書の様式に変更計画を作成し、当該変更に係る部分については、その上段に（ ）書きで変更前の計画を記載すること。

別記様式第5号（第8条関係）

年度農山村の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）遂行状況報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者名（法人にあっては名称および代表者の職・氏名）
発行責任者・氏名（法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年
度農山村の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）について、滋賀県補助金等交付規則第10条の規定により報告します。

記

1 事業遂行状況

事業内容	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗度 (B/A)	残高事業費 (A-B)	備考
	円	円	%	円	
計					

別記様式第6号（第9条関係）

年度農山村の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）実績報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者名（法人にあっては名称および代表者の職・氏名）
発行責任者・氏名（法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった 年度農山村の
新生活様式サポート事業（事業名）について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定に基
づき、その実績を報告します。

記

- 1 事業実績書および収支精算書（別記様式第3-1号）
- 2 補助金使途明細書（別記様式第3-2号）
- 3 事業実施結果報告書（別記様式第7-1号もしくは7-2号）

お試し移住実施事業実施結果報告書

1 実施結果

事業実施日	年 月 日 ~ 年 月 日			
滞在場所	〒			
参加者 (氏名・続柄)				
申請者の 仕事の実施方法				
農山村体験※ 実施結果	日時	実施場所 (施設名・住所)	受入団体名	体験内容・参加人数等

※農山村体験とは、お試し移住を実施している地域等において、週末等に地域住民等の案内のもと農作業体験や先輩移住者との交流等を行うことを指します。

2 自己評価

項目	自己評価
1. テレワーク等を活用した仕事の実施結果	
2. 農山村体験の実施結果	
3. その他 (同行者感想など)	

3 実施状況写真

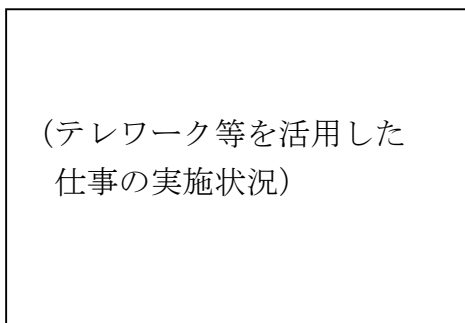


写真1. 説明文

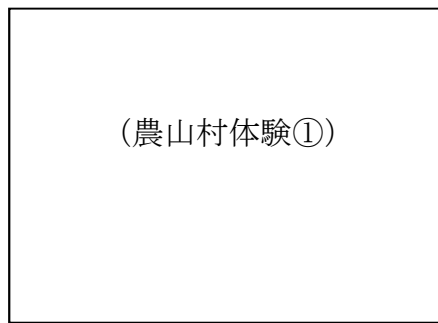


写真2. 説明文

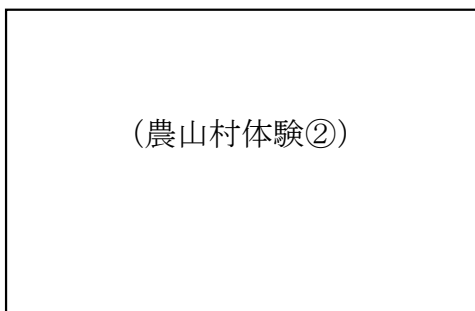


写真3. 説明文

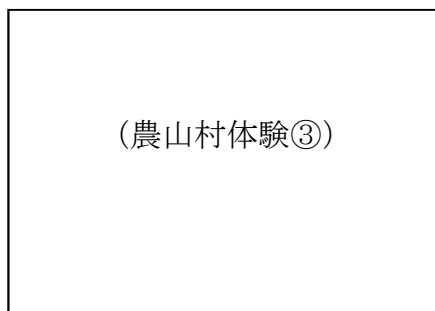


写真4. 説明文

お試し移住受入事業実施結果報告書

1 事業実施結果

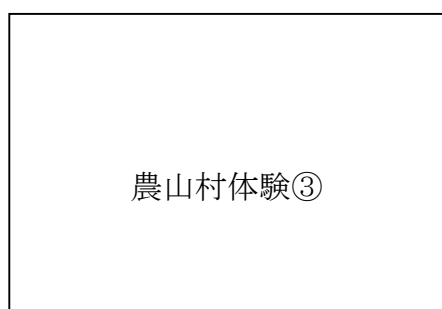
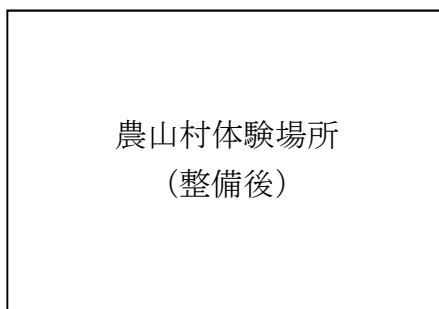
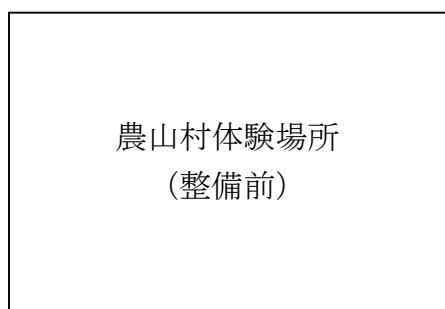
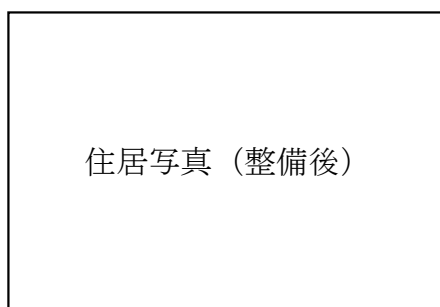
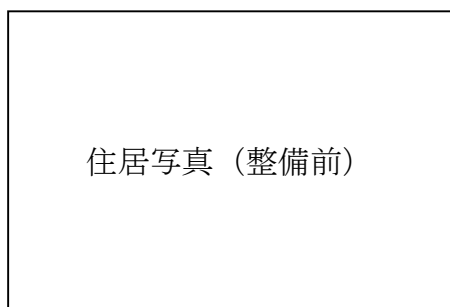
受入日	年 月 日 ~ 年 月 日			
お試し移住実施者 代表者氏名		受入 人数	名	
受入担当者（氏名）				
提供した住宅所在地	〒			
受入環境の整備内容				
提供した農山村体験※	日時	実施場所 (施設名・住所)	協力団体等	体験内容・参加人数等

※農山村体験とは、お試し移住を実施している地域等において、週末等に地域住民等の案内のもと農作業や先輩移住者との交流等を行うことを指します。

2 事業実施主体の自己評価

項目	自己評価
お試し移住の受入 実施について	

3 実施状況写真



別記様式第8号（第10条関係）

年度農山村の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者名（法人にあっては名称および代表者の職・氏名）
発行責任者・氏名（法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった農山村の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）について、農山村の新生活様式サポート事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|--------------------------------|---|
| 1 | 滋賀県補助金等交付規則第13条に基づく補助金の額の確定額 金 | 円 |
| | （ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額） | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（2－3） 金 | 円 |

（注）事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第9号（第11条関係）

年度農山村の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）概算払い請求書

番 号
年 月 日

（宛先）
滋賀県知事

申請者 住所
組織名
代表者名（法人にあっては名称および代表者の職・氏名）
発行責任者・氏名（法人にあっては発行責任者および担当者の氏名）
担当者・氏名
連絡先電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度農山村
の新生活様式サポート事業費補助金（事業名）について、農山村の新生活様式サ
ポート事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求しま
す。

記

- | | | | |
|---|------------|---------|---|
| 1 | お試し移住の実施場所 | | |
| 2 | 補助金交付決定額 | 事業費 | 円 |
| | | 交付金 | 円 |
| 3 | 今回概算請求額 | | 円 |
| 4 | 前回までの受領額 | | 円 |
| 5 | 差引残高 | | 円 |
| 6 | 事業遂行状況 | (様式第5号) | |
| 7 | 請求の理由 | | |